特定処遇改善「見える化」要件

【特定処遇改善加算の取得要件】

- ① 処遇改善加算の、加算(I)から(Ⅲ)のいずれかを取得していること。
- ② 処遇改善加算の職場環境等要件の中で、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性の向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の各区分について、それぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。
- ③ 処遇改善の取り組みについて、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」やホームページへの掲載を通じて、「見える化」を行っていること。

本会が計画書で示している取り組み事項

本会が計画書で示している取り組み事項	
区分	内容
入職促進に向けた	
取組	☑法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための
	施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャ	☑働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、
リアアップに向け	より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認
た支援	知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研
	修の受講支援等
両立支援・多様な働	
き方の推進	✓業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体
	制の充実
腰痛を含む心身の	
健康管理	☑介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボット
	やリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
生産性向上のため	
の業務改善の取組	☑5S 活動(業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文
	字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きが	
いの醸成	☑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々
	の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善